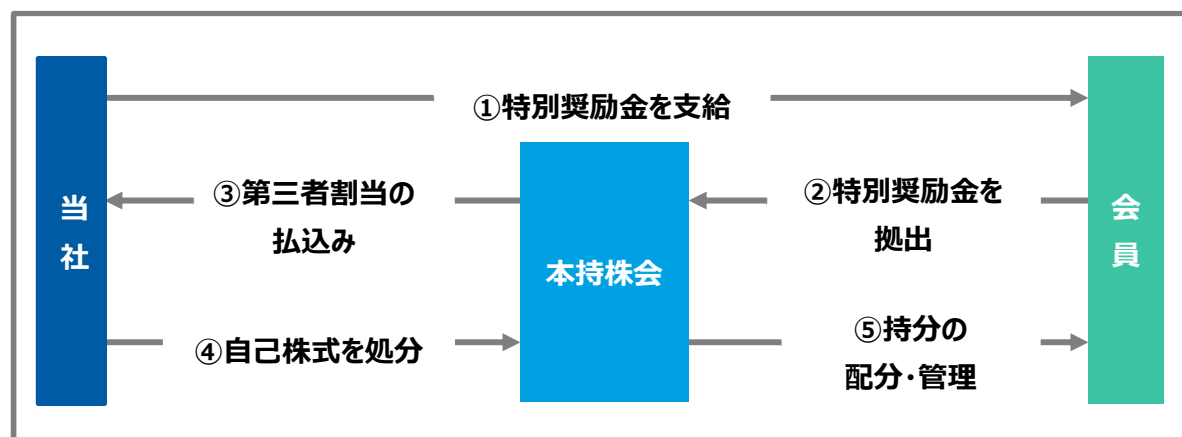


本スキームは、当社が会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分するもので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、「1. 処分の概要」の（注）に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大 19,450 株を本持株会へ処分する予定です。会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。また、付与された特別奨励金の拠出以外に会員による金銭の拠出はありません。

なお、本自己株式処分による希薄化の規模（いずれも小数点以下第 3 位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

発行済株式数（2025 年 3 月 31 日時点）	12,170,000 株	0.16%
総議決権個数（2025 年 3 月 31 日時点）	121,206 個	0.16%

<本スキームの仕組み>



- ① 当社は会員に特別奨励金を支給します。
- ② 会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
- ③ 本持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当の払込みを行います。
- ④ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。
- ⑤ 自己株式の処分により本持株会に割当てられた当社普通株式は、本持株会が持株会実務を委託している三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を通じて、本持株会の会員持分として配分・管理されます。

※ 会員は、自身の持分相当の当社普通株式については個人名義の証券口座に任意に引き出すことができます。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本スキームの実施を目的としております。処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2025年 5 月 13 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,231 円としております。これは当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、2025年5月13日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,231円の、東京証券取引所における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入しております。）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1 か月（2025年4月14日～2025年5月13日）	1,235円	▲0.32%
3 か月（2025年2月14日～2025年5月13日）	1,186円	3.79%
6 か月（2024年11月14日～2025年5月13日）	990円	24.34%

本日開催の取締役会に出席した監査等委員である取締役3名全員（うち社外取締役である監査等委員2名）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの実施を目的としていること及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上